

大口町告示第139号

大口町介護認定審査会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年12月25日

大口町長 鈴木雅博

大口町介護認定審査会設置要綱の一部を改正する要綱

大口町介護認定審査会設置要綱（平成11年大口町告示第77号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項を削る。

第7条第1項中「合議体」の次に「の会議（以下「会議」という。）」を加え、「召集」を「招集」に改め、同条第2項中「合議体の」を「会議の」に改める。

第8条第4項中「合議体の」を削り、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

会議は、合議体委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

第14条を第15条とし、第9条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

（書面審議）

第9条 第7条第1項の規定にかかわらず、会長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

2 前条第1項から第3項まで及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町介護認定審査会設置要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(合議体)	(合議体)
<p>第5条 審査会に2の合議体を置く。</p> <p>2 合議体は、会長があらかじめ委員の中から指名した5名の合議体委員をもって構成する。</p> <p>3 合議体に議長を置く。</p> <p>4 合議体の議長は、合議体委員の互選による。</p>	<p>第5条 審査会に2の合議体を置く。</p> <p>2 合議体は、会長があらかじめ委員の中から指名した5名の合議体委員をもって構成する。</p> <p>3 合議体に議長を置く。</p> <p>4 合議体の議長は、合議体委員の互選による。</p> <p>5 <u>合議体の会議は、合議体委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。</u></p>
(審査及び判定の依頼)	(審査及び判定の依頼)
<p>第6条 町長は、会長に審査判定資料を添付して、介護認定審査及び判定を依頼するものとする。この場合、個人を特定できる情報は、削除するものとする。</p> <p>2 町長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項の規定に基づき設置された大口町を所管する尾張福祉事務所の長から、40歳以上の生活保護受給者について介護認定審査及び判定の依頼があったときも、前項により会長に依頼するものとする。</p> <p>3 審査判定資料は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 一次判定結果</p> <p>(2) 訪問調査票の特記事項</p> <p>(3) 主治医意見書</p>	<p>第6条 町長は、会長に審査判定資料を添付して、介護認定審査及び判定を依頼するものとする。この場合、個人を特定できる情報は、削除するものとする。</p> <p>2 町長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項の規定に基づき設置された大口町を所管する尾張福祉事務所の長から、40歳以上の生活保護受給者について介護認定審査及び判定の依頼があったときも、前項により会長に依頼するものとする。</p> <p>3 審査判定資料は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 一次判定結果</p> <p>(2) 訪問調査票の特記事項</p> <p>(3) 主治医意見書</p>
(合議体の招集)	(合議体の招集)
<p>第7条 会長は、前条により介護認定審査及び判定を町長から依頼されたときは、遅滞なく合議体の会議（以下「会議」という。）を招集するものとする。</p> <p>2 会長は、審査判定資料を添えて、会議の開催日時及び場所を合議体委員に書面をもって通知する。</p>	<p>第7条 会長は、前条により介護認定審査及び判定を町長から依頼されたときは、遅滞なく合議体を召集するものとする。</p> <p>2 会長は、審査判定資料を添えて、合議体の開催日時及び場所を合議体委員に書面をもって通知する。</p>
(合議体の会議)	(合議体の会議)

新	旧
<u>第8条</u> 会議は、合議体委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。	
<u>2</u> 合議体の議事は、出席した合議体委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。	<u>第8条</u> 合議体の議事は、出席した合議体委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
<u>3</u> 介護認定審査対象者の主治医又は入所等している施設に所属している者が合議体委員である場合は、当該審査対象者の介護認定審査及び判定の可否に加わることができない。ただし、意見等を述べることは差し支えない。	<u>2</u> 介護認定審査対象者の主治医又は入所等している施設に所属している者が合議体委員である場合は、当該審査対象者の介護認定審査及び判定の可否に加わることができない。ただし、意見等を述べることは差し支えない。
<u>4</u> 議長は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。	<u>3</u> 議長は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
<u>5</u> 会議は、非公開とする。 (書面審議)	<u>4</u> 合議体の会議は、非公開とする。
<u>第9条</u> 第7条第1項の規定にかかわらず、会長は会議を招集する時間的余裕がないと認めの場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。	
<u>2</u> 前条第1項から第3項まで及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。 (審査及び判定)	(審査及び判定)
<u>第10条</u> 合議体は、要介護認定及び要支援認定申請者の審査判定資料により、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）による要支援認定基準及び要介護認定基準に照らして、介護認定審査及び判定を行う。	<u>第9条</u> 合議体は、要介護認定及び要支援認定申請者の審査判定資料により、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）による要支援認定基準及び要介護認定基準に照らして、介護認定審査及び判定を行う。
<u>2</u> 合議体は、法第27条第5項の規定に基づき、特に必要と認めるときは、介護認定審査及び判定の結果に、次に掲げる事項について意見を付すことができる。	<u>2</u> 合議体は、法第27条第5項の規定に基づき、特に必要と認めるときは、介護認定審査及び判定の結果に、次に掲げる事項について意見を付すことができる。
(1) 当該被保険者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養に関する事項 (2) 指定居宅サービス、指定地域密着型サー	(1) 当該被保険者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養に関する事項 (2) 指定居宅サービス、指定地域密着型サー

新	旧
<p>ビス又は指定施設サービス等の適切かつ有効な利用等に関し、当該被保険者が留意すべき事項 (合議体の議事録)</p> <p><u>第11条</u> 合議体の議事録は、事務局職員が作成し、議長が署名をするものとする。</p> <p>2 合議体の議事録には、その審査及び判定の概要について記録する。 (結果通知)</p> <p><u>第12条</u> 会長は、介護認定審査及び判定の結果を町長に通知するものとする。 (秘密保持)</p> <p><u>第13条</u> 委員は、町長が任命した非常勤特別職の地方公務員であり、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、委員任期の終了後もこれを遵守するものとする。 (事務局)</p> <p><u>第14条</u> 審査会の事務局は、健康福祉部健康生きがい課に置く。 (その他必要事項)</p> <p><u>第15条</u> この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が、別に定める。</p>	<p>ビス又は指定施設サービス等の適切かつ有効な利用等に関し、当該被保険者が留意すべき事項 (合議体の議事録)</p> <p><u>第10条</u> 合議体の議事録は、事務局職員が作成し、議長が署名をするものとする。</p> <p>2 合議体の議事録には、その審査及び判定の概要について記録する。 (結果通知)</p> <p><u>第11条</u> 会長は、介護認定審査及び判定の結果を町長に通知するものとする。 (秘密保持)</p> <p><u>第12条</u> 委員は、町長が任命した非常勤特別職の地方公務員であり、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、委員任期の終了後もこれを遵守するものとする。 (事務局)</p> <p><u>第13条</u> 審査会の事務局は、健康福祉部健康生きがい課に置く。 (その他必要事項)</p> <p><u>第14条</u> この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が、別に定める。</p>